

一般社団法人 オゾン層・気候保護産業協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人オゾン層・気候保護産業協議会と称し、英文では Japan Industrial Conference for Ozone Layer and Climate Protection (略称「JICOP」)と表示する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目的)

第3条 本会は、京都議定書で指定の代替フロン等3ガス(ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄)に係わる地球温暖化の防止及びモントリオール議定書で指定の物質に係わるオゾン層破壊の防止に取り組む業界団体等を社員とし、これら諸問題に対する幅広い活動と行政当局との協調を通して、社員にタイムリーかつ適切な情報を提供し、諸対策の円滑かつ着実な実施の促進を図ることにより、社員の総合的な発展に寄与することを目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 代替フロン等3ガスに係わる地球温暖化の防止及びオゾン層破壊の防止に関連する国内外の規制動向、技術動向等の調査・分析
2. 代替フロン等3ガスに係わる地球温暖化の防止及びオゾン層破壊の防止対策の実施の促進を図るための普及・啓発活動
3. 代替フロン等3ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に関する政策への協力
4. 途上国のオゾン層保護等の推進に関する政策への協力
5. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(基金の総額)

第4条 本会の基金の総額は、金610万円(代替基金を含む。)とする。

(広告の方法)

第5条 本会の広告の方法は、主たる事務所の掲示板に掲載して行う。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第6条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第7条 基金の返還は、基金の拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会(以下「通常総会」という。)における議決を経た後、代表理事がその総会議決に従って返還する。

第2章 会員

(種別及び社員たる資格の得喪)

第8条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし正会員をもって一般社団法人上の社員とする。

- 2 オゾン層を破壊する物質、それらの代替物質及び六フッ化硫黄の製造、流通又は使用に係わる事業を行う法人(又は個人を含む)を構成員とする法人又は団体、その他オゾン層保

護問題等に関連する事業を行う法人又は団体は正会員となる資格を有する。

- 3 本会の目的に賛同しその事業に協力しようとするものであって、株式会社その他これに準ずるものは賛助会員となる資格を有する。

(入 会)

第9条 正会員及び賛助会員になろうとするものは、本会所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得なければならない。

- 2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という）を定め、代表理事に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに代表理事に届け出なければならない。

(会 費)

第10条 会員は、本会の理事会の定めるところにより、会費を納入し、本会の事業に協力しなければならない。

- 2 既納付の会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(退 会)

第11条 会員が本会を退会しようとするときは、会計年度開始3ヶ月前までにその旨を代表理事に届け出なければならない。

- 2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 法人又は団体が解散し又は破産したとき。
 - (2) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

(除 名)

第12条 会員が、各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款または規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えねばならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第11条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

(会員名簿)

第14条 本会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第15条 社員の氏名及び住所は次のとおりとする。

東京都港区芝公園三丁目5番8号 機械振興会館内
社団法人 日本冷凍空調工業会

東京都千代田区永田町二丁目4番15号
社団法人 日本電機工業会
東京都文京区本郷二丁目40番17号
日本フルオロカーボン協会

第3章 会議

(種別)

第16条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第17条 総会は正会員をもって構成する。ただし、賛助会員は、その職員に総会を傍聴させることができる。

(機能)

第18条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

2 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項。
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(開催)

第19条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(召集)

第20条 総会は、理事会の決議を経て、代表理事が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日より7日前に通知しなければならない。
- 3 前項の規定は、理事会について準用する。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りではない。
- 4 前条第2項の各号又は第3項2号の規定により請求があったときは、代表理事は速やかに会議を招集しなければならない。

(議長)

第21条 総会及び理事会の議長は代表理事がこれにあたる。ただし、第19条第2項第3号の規定により請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席会員のう

ちから議長を選出しなければならない。

(定足数)

第22条 総会及び理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第23条 総会及び理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会及び理事会においては、第20条2項又は3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決権)

第24条 やむを得ない理由のため、総会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第22条及び前条第1項の規定の適用について出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成せねばならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 出席した構成員の数及び理事会にあっては、理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議決の経過の概要

2 議事録には、議長及び出席した理事が、記名押印しなければならない。

第4章 役員

(種類及び定数)

第26条 本会には、次の役員を置く。

(1) 理事 2人以上15人以内

(2) 監事 1人又は2人

2 理事のうち、1人を代表理事(会長)、1人を専務理事とする。

(選任)

第27条 理事及び監事は、総会において、正会員(法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。)のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては3人、監事にあつては1人を限度として、

正会員以外のものを理事または監事に選任することを妨げない。

- 2 代表理事、専務理事は、理事会において理事の互選により決定する。
- 3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(職務)

第28条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

- 2 代表理事は、本会を代表し、業務を統括する。
- 3 専務理事は代表理事を補佐して、業務を掌理し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第29条 理事の任期は、就任後2年以内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとし、監事の任期は、就任後4年以内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期終了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は前任者又は他の在任理事任期の残存期間と同一とする。
- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第30条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他、役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

- 2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えねばならない。

(報酬)

第31条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、総会の決議を得て報酬を支給することができる。

第5章 会計

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 本会の事業計画書及び収支予算書は、代表理事が作成し、毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあつては、理事会の議決によることを妨げない。この場合においては、当該年度の開始の日から60日以内の総会の議決を得るものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

(事業報告及び収支決算)

第34条 本会の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表は、代表理事が毎年事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経たうえ、当該事業年度終了後60日以内に総会の議決を得なければならない。

(特別会計)

第35条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

- 2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

第6章 補 則

(企画委員会)

第36条 本会には、事業の企画、立案、連絡及び調整のため、企画委員会を置く。

- 2 企画委員会の委員は、理事の推薦に基づき、代表理事が委嘱する。ただし、理事が兼任することを妨げない。

(専門委員会)

第37条 本会には、事業の円滑な執行を図るため、企画委員会の定めるところにより専門委員会を置くことができる。

(事務局)

第38条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長は、理事会の同意を得て、代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免する。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第39条 本会の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成15年3月31日までとする。

(最初の役員)

第40条 本会の最初の役員は次のとおりとする。

代表理事	井上 礼之
専務理事	上村 茂弘
理事	菊池 四郎
理事	原田 正人
理事	杉山 忠
理事	小田切 力
理事	衛藤 福雄
理事	森田 浩
理事	伊東 正太郎

理事 片野 治二
監事 桑原 孝
監事 三井 弘之

(最初の理事及び監事の任期)

第41条 本会の最初の理事及び監事の任期は、就任後1年以内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。

(一般社団・財団法人法等の遵守)

第42条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他法令によるものとする。

上記は当法人の定款に相違ありません。

(法人制度改革に伴う、有限責任中間法人から一般社団法人への移行による変更を実施)

平成21年5月22日

東京都文京区本郷二丁目4番17号

一般社団法人 オゾン層・気候保護産業協議会

代表理事 井上 礼之

